

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金支給申請に係る医師の意見書の取り扱いについて

令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症にかかる感染法上の位置付けが2類から5類に移行したことに伴い、この間感染拡大に伴う病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避並びに医療機関、医療従事者等の負担軽減を図る必要性から、同感染症による傷病手当金申請書には医師の意見書の添付（療養担当者の意見記入欄への記載）を不要としていた臨時的な取り扱いを終了し、同日以降に受け付ける申請※¹は、他の傷病によるものと同様に医師の意見書が必要となります。

また、上記に伴い、当組合にて使用してきた「新型コロナウイルス感染症（の疑い）による自宅療養等に係る申立書」につきましても廃止※²いたします。

※1 支給申請期間が令和5年5月7日以前であるものは医師の意見書が無くても申請可能です。

※2 療養状況に応じて個別に提出をお願いする場合があります。

【お問い合わせ先】

本 部	業務部	03（3866）2865
多摩支部	業務課	042（521）6611